

# 事業主の皆様へ

## 全国12都市で労働保険 年度更新・電子申請 電話相談会を開催!

労働保険の年度更新手続きは  
**電子申請の時代**です  
社会保険労務士にお任せください

### 全国12の都市で電話相談を開催中!

全国社会保険労務士会連合会では、事業主の皆様から労働保険年度更新や電子申請に関するご相談に対応するため、厚生労働省からの委託を受け、以下の全国12都市に電話相談窓口を開設します。

**1. 開設期間**

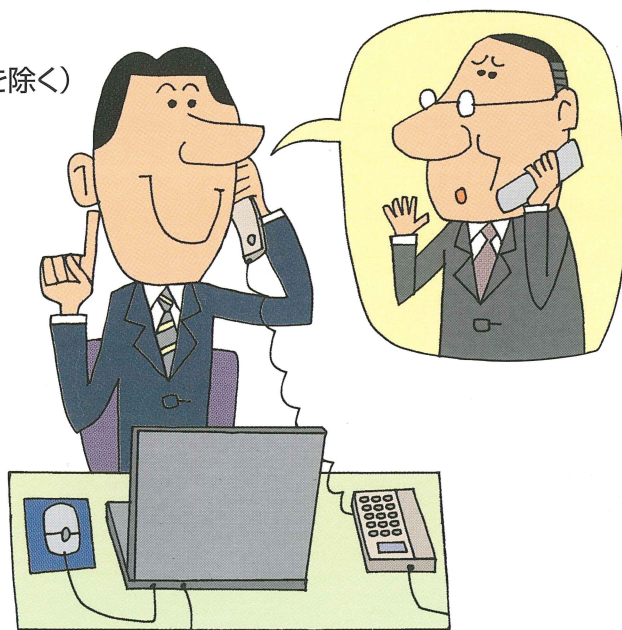
平成21年7月31日までの月曜日から金曜日（祝祭日を除く）

**2. 開設時間**

10:00~17:00（12:00~13:00を除く）

**3. 受付電話番号**

札幌	011-520-1957
仙台	022-714-8250
さいたま	048-865-6112
東京	03-3260-7822
横浜	045-263-8840
新潟	025-232-0061
静岡	054-200-1300
名古屋	052-881-1090
大阪	06-6882-6014
神戸	078-341-0995
広島	082-962-1150
福岡	092-432-7766



〈厚生労働省委託 労働保険関係相談対応事業〉



全国社会保険労務士会連合会  
都道府県社会保険労務士会



# どうしてですか？ 労働保険の年度更新手続き

## 申告時期が変わりました

平成21年度から、労働保険の年度更新の申告時期が、6月1日から7月10日までの間に変更されました。これは、労働保険と社会保険の保険料徴収を一元化するための厚生労働省の政策によるものです。

## 労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、「保険年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間）」を単位として計算されることとなっており、その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。また、労働保険は、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定した後に精算する仕組みになっています。

したがって、事業主は前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

## 電子申請を利用した手続き

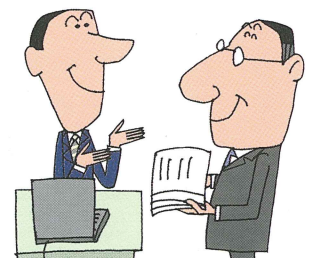
労働保険の年度更新手続きは、労働局から郵送される申告書（紙）による従来の手続きのほかに、厚生労働省の「労働保険適用徴収・電子申請システム」による電子申請等ができます。

電子申請を利用することにより、手続きのために行政機関等の窓口に出向くことなく、夜間や休日でも手続きを行うことができる等、事業主の皆様には大きなメリットがあります。



## 社会保険労務士は労働社会保険の専門家

企業規模に関わらず、年度更新をはじめ、労働社会保険関連の書類作成や申請手続きには、思ったよりも時間と労力を費やしているものです。社会保険労務士は、労働社会保険の専門家として、これらの業務を正確かつスピーディに、事業主の皆様には代わって行います。



<お問合せは>